# 余裕期間制度活用工事に係る留意事項

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を工期（実工期）の前に設定した工事（以下、「余裕期間制度活用工事」という。）であり、次の事項に留意してください。

## 1. 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置を要しません。したがって、手持ち工事と余裕期間活用工事の関係において、主任技術者等の配置を要する期間が重複しなければ、専任を要する工事であっても、同じ主任技術者等を配置することが可能となります。

## 2. 入札時における技術者の取扱いについて

入札参加資格で求める主任技術者等の配置要件については、工期始期日の前日までに他の工事の従事を終えることとします。

当該工事が主任技術者等の専任配置を要し、かつ配置予定技術者が他の工事に従事している場合は、工期始期日の前日までに必ず該当工事が完了することを確認のうえ配置してください。工期始期日において、工事請負契約約款第10条に定める技術者等を配置できない時は、建設業法等に違反するため、契約を解除することがあります。

## 3. 現場代理人の常駐について

余裕期間内は、工事請負契約約款第10条に定める現場代理人の常駐を要しません。

## 4. 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、書類作成等は行うことができますが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事着手と判断される準備等はできません。

なお、余裕期間に行う準備は、受注者の責により行うこととなります。

## 5. 提出書類について

工事請負契約約款第3条に定める工程表及びその他必要な書類の提出期限は、次のとおりです。

| | |
|---|---|
| (1) 工程表及び現場代理人届（同経歴書含む）: | 契約日の翌日から7日以内（土日祝日を含む） |
| (2) 主任（監理）技術者届（同経歴書含む）: | 工期始期日の前日まで |
| (3) 工事着手届: | 工期始期日から7日以内（土日祝日を含む） |
| (4) 施工計画書: | 工期始期日から 30 日以内（土日祝日を含む） |

## 6.　前払金について

受注者は、工事請負契約約款第34条第1項の規定にかかわらず、工期始期日以降でなければ、前払金の支払いを請求することはできません。

## 7.　CORINS への登録について

CORINS への登録は、工期始期日から10日以内（土日祝日を除く）に行ってください。

「工期」及び「主任技術者等の従事期間」は、契約書に記載の工期（実工期）を登録してください（余裕期間は含みません）。

以上